

札幌くらぶ会計に関する勘定科目の基準

制定 令和 5年 1月16日会長決裁

- 1 この基準は、札幌くらぶ会計事務取扱規程（令和5年1月16日運営会議議決）第9条第2項の規定に基づき、札幌くらぶ会計の勘定科目の設定に関する基準を定める。
- 2 勘定科目の設定は、会計担当が必要又は不要と判断したときに会長の決裁を経て設定又は廃止することができる。
- 3 勘定科目は次のとおりとする。
 - (1) 収入に関する勘定科目
 - 年会費
 - 楽譜支援金
 - 札幌くらぶサロン会費
 - 中学生招待事業費
 - 札幌支援金
 - 何々事業費
 - 繰越金
 - その他
 - (2) 支出に関する勘定科目
 - 通信費
 - 総会費
 - 会議費
 - 会報発行費
 - 取材・交通費
 - 事務用品費
 - 印刷費
 - 札幌くらぶサロン費
 - 札幌支援費
 - 中学生招待事業費
 - デジタル事業費
 - 何々周年記念事業費
 - 何々事業費
 - 繰越金
 - その他
- 4 勘定科目に係る費用の分類は別表の勘定科目分類表のとおりとする。
- 5 この基準の改廃は、会計担当が起案し、会長の決裁を経て行うものとする。
- 6 この基準は、令和5年1月16日から施行する。

別表

勘定科目分類表

1 収入に関する勘定科目

勘定科目	費用の分類内訳
年会費	年会費
楽譜支援金	年会費楽譜支援金、任意追加楽譜支援金、その他事業余剰金繰入金
札幌くらぶサロン会費	サロン会費、サロン開催に関するその他の収入
中学生招待事業	協賛金、事業に関するその他の収入
札幌支援金	会員等からの札幌支援に関する寄付金
何々事業	何々事業会費、何々事業に関するその他の収入
繰越金	前年度からの繰越金
その他	利子収入、何々事業余剰金、他の科目に該当しない雑収入

2 支出に関する勘定科目

勘定科目	費用の内訳
通信費	切手・官製はがき代、別納郵便料金、ゆうパック料金、その他書類等の輸送費
総会費	会場費、議案書印刷費、採決書類郵送費、総会に関する会議費・会場費、総会に関するその他の費用
会議費	運営会議会場費、その他の会議に関する会議費（事業に関する会議を除く）
会報発行費	会報編集会議費、会報取材費、会報取材交通費、会報取材飲食費、会報編集業務に使用する事務用品費、会報印刷費、会報編集会議議案書等資料印刷費、送金手数料等会報発行事業に関するその他の費用
取材・交通費	取材費、取材交通費、取材飲食費、その他の取材・交通・飲食費（会報発行に関する費用を除く）
事務用品費	ボールペン等筆記具、コピー用紙、名刺用紙・印刷費、宛名用紙代、のり代、ホッチキス・針代、インクスタンプ代、印章代、ファイル代、プリンターインク代、インフォメーションデスク出店費、その他事務用品・機器代（事業に関する事務用品費は除く）
印刷費	チラシ等印刷費、運営会議・会議議案書等資料印刷費、その他の印刷費（事業に関する印刷費は除く）
札幌くらぶサロン費	会場費、楽器調律費、出演費、著作権使用料、パーティー飲食費、プログラム等印刷費、サロン会議に関する会場・飲食費、テーブルクロス購入・洗濯代、サロン余剰金繰越金、サロンに関するその他の費用
札幌支援費	パトロネージュ年会費、楽譜支援金、その他の支援・寄附金
中学生招待事業費	チケット代、送迎バス代、申請・名簿等提出書類作成費、中学生招待事業会議に関する会場費、事務用品費、送金手数料等中学生招待事業に関するその他の費用
デジタル事業費	ドメイン使用料、サーバーレンタル料、CD・DVD等媒体及び制作費、ホームページ・ドメイン・サーバー管理に関する費用、事務用品費、会議に関する会場費、送金手数料等デジタル事業に関するその他の費用
●●周年記念事業費	記念誌等印刷費、広告宣伝費、事業会議に関する会場費、謝礼・出演費、事務用品費、送金手数料等記念事業に関するその他の費用
●●事業費	事業広告宣伝費、事業会議に関する会場費、謝礼・出演費、事務用品費、送金手数料等事業に関するその他の費用
繰越金	次年度会計繰越金、単年度単一事業余剰金
その他	送金手数料（事業に関する送金手数料は除く）、ワイドネット手数料、退団楽員等花束代、楽譜支援金目録等作成費、他の科目に該当しない雑損